

【令和6年5月改訂】

台風等異常気象時の対応について ー暴風警報・暴風雪警報・特別警報ー

気象状況による児童の登校については、下記のとおりとします。学校から連絡をさせていただく場合は、緊急のため、配信メールで連絡します。

1 気象警報の発表区分について

名古屋地方気象台より、「岡崎市」に警報が発表されているかどうかで御確認ください。

2 岡崎市に「暴風警報」または「暴風雪警報」が発表された場合の対応

(1) 登校前に発表された場合

①午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行います。

②午前11時までに警報が解除された場合は、午後1時から授業を行います。昼食をすませて通学班で登校してください。

☆このとき、登校時の通学班の集合時刻は、下記のように考えてください。

＜例＞午前7時30分 →→→ 午後12時30分

都合で、保護者の方が児童を学校まで送られる場合は、通学班に連絡をしてください。

③午前11時以降も警報が継続されている場合は、臨時休業します。

(2) 登校後に発令された場合

①気象、交通機関および通学路の安全に関する情報収集に努め、安全に児童を下校させることが可能と判断できた場合は、授業を中止して速やかに下校させます。

②通学路に危険等が認められるときは、校内において児童の安全を確保します。必要があれば、配信メールで保護者へ迎えなどを依頼します。

3 「特別警報」が発表された場合

(1) 登校前に岡崎市に「特別警報」が発表されている場合

①児童を登校させないてください。

②特別警報解除後、災害の状況及び気象・通学路の状況等に関する情報収集に努めます。児童が安全に登校できるまで、登校はしません。登校可能と判断できた後に、配信メール等で連絡をします。

(2) 登校後に岡崎市に「特別警報」が発表された場合

①ただちに授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に関する情報収集並びに児童の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所へ移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行います。

②児童を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、安全に下校させ得ると判断できるまでは下校させません。

4 上記の「特別警報」等が発表されていないが、大雨等の異常気象により、児童の安全確保に困難が予想される場合（「大雨洪水警報」など）

上記の2や3の警報以外にも、道路が通行不可・冠水、河川の増水、積雪等により、登校が困難と校長や保護者が認める場合は、児童を自宅待機とし、登校させないことがあります。その場合、当日の授業を中止したり、学校を臨時休業したりすることもあります。その場合は、近隣小中学校と連携・確認の上、配信メールで連絡します。

（連絡先：岡崎市立三島小学校 教頭 0564-51-0568）